

[事案 29-257] 手術給付金支払請求

・平成 30 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

同一種類の手術を 2 回実施したことを理由に、2 回分の手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

1 日で左右の人工関節置換術を受けたので、平成 24 年 5 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、2 種類の手術を各 1 回、同一機会に受けたものであることを理由に、1 回分の手術給付金しか支払われなかったが、以下の理由により、2 回分の手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 右側関節と左側関節に受けた人工関節置換術は、入院診療費明細書の表記上、1 種類の手術を 2 回行ったことになっているから、2 回分の手術給付金が支払われるべきである。
- (2) 保険会社は右側と左側の手術は種類が異なる、と主張しているが、約款に記載のない解釈を持ち出すべきではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款解釈上、施術箇所が異なる手術は各々別種類の手術と判断している。申立人は 2 種類の手術を各 1 回、同一機会に受けたものであるから、約款上、1 回分の手術給付金しか支払えない。
- (2) 給付金支払の可否の判断は、診療明細書上の記載のみをもつて行うものではなく、保険会社が事実関係や約款における支払基準にもとづき行う。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各手術について 2 回分の手術給付金の支払対象であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。